



訪問理美容サービス費用の 助成事業がスタートします



令和5年4月1日から、要介護状態にある人や疾病等の理由により美容院（美容院）に出かけることができない高齢者等*1に対して、理容師（美容師）が自宅に訪問して行う理美容サービスに要する経費の一部を助成する制度がスタートします。

★助成制度の概要★

【助成金額】

- ・助成券の券面金額 **2,000円** を申請月により以下の枚数を交付します。
 - 4・5・6月：4枚 7・8・9月：3枚
 - 10・11・12月：2枚 1・2・3月：1枚
- ・1回のサービスにつき助成券1枚使用可能



【*1 助成対象者】

関市に住民登録がされている外出が困難な人で、在宅で生活する以下のいずれかに該当する人

- ・介護保険の要介護1から5の認定を受けている人
- ・寝たきり状態にあり、食事、排せつ等の日常生活に支障があり、常時介護を必要としており、身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・常時車椅子を必要とし、身体障害者手帳の交付を受けている人

【利用者申請】

- ・申請書を下記へ提出。審査後、通知書と助成券を申請者へ郵送します。

【提出先】

- ・介護認定者：高齢福祉課又は地域事務所
- ・身体障害者手帳所持者：福祉政策課又は地域事務所